

(入 札 説 明 書)

この入札説明書は、令和 7 年 1 0 月 1 日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

社会福祉法人あけぼの福祉会
理事長 西 崎 公 一

2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 あけぼの福祉会地域支援センター耐震等改修工事
- (2) 工事場所 岩内郡岩内町字宮園 7 番地 1
- (3) 工事期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 2 4 日まで
- (4) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書及び図面等による。
- (5) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

3 入札に参加する者に必要な資格

ア 発注工事に対応する資格及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

ウ 道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

エ 令和 7 ・ 8 年度北海道建設工事競争入札参加者名簿に記載されていること。

オ 工事予定価格に対応する建築工事の格付け等級が A ランクで、北海道後志総合振興局管内または石狩振興局管内に営業所（本社・支社等）を有すること。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

キ 過去 10 年間、道内の工事でおおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績があること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 3 0 パーセント以上に限る。

ク 建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に 3 か月以上

の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

ケ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

コ 本工事に係る設計業務等の受託者「株式会社ドーコン」と資本関係又は人的関係がないこと。

サ 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、コ及びサにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役（以下「取締役」という。）が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 建設業許可通知の写し

イ 類似工事施工実績を証明する書面（工事実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し）並びに共同企業体協定書の写し）

（類似工事：非木造、延床面積800㎡程度以上、改修工事または耐震化工事等）

ウ 配置予定技術者名簿

(ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札（他官庁発注工事を含む。以下同じ。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。以下同じ。）を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。

(イ) 申請から入札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、当法人の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合

b 申請した入札の入札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者としてすることができない場合

エ 競争入札参加資格者の資格決定通知書（令和 7・8 年度）の写し（A 4 判）

オ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

※ 添付資料は、A 4 判ファイルで綴り、会社名を表記してください。なお、地方自治体等で使用している指名願いの A 4 判ファイルでも結構です。

(2) 提出期間

令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 14 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時 00 分まで

(3) 提出場所

社会福祉法人あけぼの福祉会
岩内郡岩内町字野東 210 番地
電話 0135-62-9701

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 留意事項（注 14）

ア 配置予定技術者が、他の工事の監理技術者、主任技術者又は現場代理人で、かつ、他の工事の契約期間（フレックス工期）と本工事の契約期間が重複する場合は、その者を配置予定技術者とすることはできない。ただし、次に該当する場合の期間を除く。

工事準備等の行為も含め工事現場が不稼働であることが明確である期間

a 工事現場への立入調査や施工計画の立案等の工事準備に未着手である場合

b 工事を一時中止している場合その他これらに類する場合

イ 申請書類の提出後、配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、入札参加資格は認めない。

ウ 落札者決定後、配置予定監理技術者の専任制について、違反となる事実が認められる場合は、契約を締結しない。ただし、当法人がやむを得ない事情があると認め、配置予定監理技術者の変更を承認した場合を除く。

5 入札参加資格の審査

この入札は一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和7年10月15日(水)までに書面により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和7年10月16日(木)までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

社会福祉法人あけぼの福祉会

岩内郡岩内町字野東210番地

電話 0135-62-9701

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により回答する。

7 契約条項を示す場所

社会福祉法人あけぼの福祉会

岩内郡岩内町字野東210番地

電話 0135-62-9701

8 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

岩内郡岩内町字野東210番地

岩内あけぼの学園 2階 会議室

(2) 入札日時

令和7年10月23日 午前11時00分

9 郵便等による入札

(1) 郵便等による入札は認めない。

(2) 電報、FAX等による入札は認めない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付してください。ただし、以下のいずれかに該当する場合は免除する。

ア 過去5年間に類似工事の実績があり、契約を履行しないこととなるおそれがない

いと認められるとき。

イ 当法人を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき。

ウ 完成保証人をたてたとき。

11 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

12 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

13 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を貸し出し複写することができる。その費用については、自己負担とする。

ア 閲覧期間

令和 7 年 1 0 月 1 日(水)から令和 7 年 1 0 月 2 3 日(木)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時 0 0 分まで

イ 閲覧場所

社会福祉法人あけぼの福祉会

岩内郡岩内町字野東 2 1 0 番地

電話 0135-62-9701

- (2) 設計図書等に関する質問がある場合には、質疑応答書（様式無し）を F A X により提出すること。

・提出期限 令和 7 年 1 0 月 1 7 日 午後 3 時まで

・提出先 社会福祉法人あけぼの福祉会 F A X 0 1 3 5 - 6 2 - 4 0 1 1

- (3) 質疑応答書は、令和 7 年 1 0 月 2 1 日までに F A X で通知します。

14 支払条件

- (1) 前金払

しない。

- (2) 中間前金払

しない。

- (3) 部分払

しない。

15 契約書作成の要否

必要とする。

16 予定価格等

- (1) 最低制限価格

設定する。

- (2) 入札の執行回数は 2 回とする。再度入札でも落札にいたらなかった場合には、随意契約によることがあります。

- (3) 入札執行時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。

なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

17 その他

- (1) 開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、下記に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (ア) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
 - (イ) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
 - (ウ) 入札書に記名押印がない入札
 - (エ) 一の入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときの入札
 - (オ) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
 - (カ) 入札者が他の入札者の代理をしたときの双方の入札
 - (キ) 無権代理人がした入札
 - (ク) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
 - (ケ) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (コ) その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札に参加する者は、別紙の建設工事競争入札心得を承知すること。
- (3) この入札の執行は、公開する。
- (4) その他入札に関し不明な点は、社会福祉法人あけぼの福祉会に照会すること。

電話番号 0135-62-9701